

貸金業法規制緩和に反対する会長声明

平成26年6月26日

長野県司法書士会
会長 熊谷 健

報道によると、自由民主党は貸金業者に対するいわゆる金利規制の緩和及び総量規制の緩和・廃止の検討を始めたとのことである。

具体的には、貸金業を新たに認可制度とし、認可業者の金利を現行の年20%から年29.2%に引き上げ、また、年収の3分の1を超える貸付を禁止するいわゆる総量規制について、緩和や廃止することを内容としている。

現行の貸金業法は、平成18年12月当時の自民党政権下において、与野党全会一致で改正された法律であり、「金利規制(金利の引き下げ)」と「総量規制の導入」が柱となっていた。また、この法改正と併せて、国家的課題となっていた多重債務問題を解決するために「多重債務問題改善プログラム」も策定され、まさに官民挙げての取り組みを行ってきた。

この成果として、多重債務者数も破産者数も着実に減少しており、また、法改正時に「改正により借りられなくなる人がヤミ金に走る」と懸念されたが、ヤミ金被害も減少の一途を辿っている。

このような現状において、再度金利を引き上げたり、総量規制を緩和・廃止することは、いわば「時計の針を戻す」ことにほかならず、再び多重債務者を増加させ、破産者を増大させるものであることは明らかである。

また、現行法では融資を受けられない人の資金需要を満たすために緩和が必要、との意見もあるようであるが、融資を受けられたとしても29.2%もの高金利と過剰貸付により多重債務に陥ることは容易に想像でき、一時しのぎの手段でしかないことは明白であって、そのような需要はセーフティネット貸付の充実や社会保障のさらなる充実により満たすべきであり、今回の規制緩和は国家が負うべき課題を個人に転嫁するものと言わざるを得ない。

よって、当会は、国民生活を破壊する金利規制の緩和及び総量規制の緩和や廃止について、断固反対するとともに、健全な社会の実現のために、上限金利のさらなる引き下げとセーフティネット貸付や社会保障の充実を強く要望する。